

第46回  
東京都景観審議会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

## 第46回東京都景観審議会議事録

### I 日 時

平成29年8月30日（水） 9：59～10：59

### II 場 所

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

### III 出席者

- 【委員】中井検裕会長、河島均副会長、有賀隆委員、小沢朝江委員、小野良平委員  
鈴木邦成委員、松尾俊彦委員、矢部洋士委員、杉浦裕之委員、秋葉英敏委員
- 【事務局】久保田都市づくり政策部長、米田緑地景観課長、寺沢景観担当課長、遠藤屋  
外広告物担当課長 ほか

### IV 議事次第

- 1 開会
- 2 審議事項
  - (1) 「特に景観上重要な歴史的建造物等（公園）」指定の追加候補
  - (2) 今後の歴史景観部会の審議事項について
- 3 報告事項
  - (1) 「歴史的建造物の保存を支援するチャリティイベント2017」
  - (2) 「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区特定区域景観形成指針」の策定に向けた  
検討状況について
- 4 その他
- 5 閉会

○米田緑地景観課長 それでは、少し定刻前ですがご出席予定の委員の皆様方お揃いになりましたので、ただいまから第46回東京都景観審議会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ当審議会にご出席いただきありがとうございます。私は事務局で緑地景観課長米田と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日出席委員の方は10名でございます。東京都景観審議会規則第5条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日出席委員の資料を確認させていただきたいと思っております。

本会でご説明いたします資料は、資料1、資料2、それから資料2-1から2-3、資料3から資料6と座席表となります。そのほか机の上に「東京都景観計画」、「東京都歴史的建造物と特に景観上重要な歴史的建造物等」、「東京都景観色彩ガイドライン」の冊子、紙ファイルで閉じております「景観法、景観条例、景観審議会要綱、規則」をお配りしております。全てお揃いでしょうか。不足がありましたら事務局へお申し付けください。

議事に入ります前に、委員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

資料1をごらんください。

本日出席の4号委員、瑞穂町長杉浦裕行様が新たに委員となりました。

また、事務局のメンバーにも変更がございましたので紹介いたします。

都市整備局都市づくり政策部長、久保田でございます。

○久保田都市づくり政策部長 東京都都市整備局都市づくり政策部長の久保田でございます。景観審議会の委員の皆様方にはお忙しい中、ご出席をいただきまことにありがとうございます。審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

中井検裕会長を始め、委員の皆様方には日ごろから東京都の景観行政に関しまして、ご指導ご尽力をいただいております。改めて御礼を申し上げます。

東京都は東京都景観計画に基づきまして、届出制度や大規模建築物を対象といたしました事前協議制度、歴史的建造物等の保存活用等の取り組みによりまして、東京の景観形成を進めてまいりました。

また、東京2020大会も契機に、より良い都市の実現を目指しまして2040年代を目標といたします「都市づくりのグランドデザイン」を公表すべく、現在作業を進めているところでございます。

今後ともより一層美しく風格ある都市景観の形成を進めてまいります。委員の皆様方には引き続き、活発なご議論またご指導を賜りますようお願い申しあげまして、挨拶とさせ

ていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○米田緑地景観課長 それでは、東京都景観審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、中井会長に議長をお願いいたします。

中井会長よろしくをお願いいたします。

○中井検裕会長 それでは、改めましてみなさんおはようございます。

それでは、早速次第に基づきまして議事に入りたいと思いますが、その前に本審議会の公開、非公開についてご説明いたします。本審議会は、「東京都景観審議会運営要綱」第10条により原則公開とされておりますが、本日の審議事項において取り扱う情報は「個人や法人が所有する建造物を東京都景観条例に基づき歴史的建造物に選定するための審議」でございまして、東京都情報公開条例第7条2号に規定のある公にすることにより個人の権利、利益を害する恐れがあると認められるものという項目に該当すると思われま。そのため、審議事項については、非公開ということをご提案させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○中井検裕会長 ありがとうございます。

それでは、審議事項については非公開といたします。

それでは、傍聴人の方はいらっしゃいませんね。

それでは、審議事項に早速入りたいと思います。

(非公開)

それでは、報告事項に移りたいと思います。

傍聴人の方は、ここからもしご希望であればお入りいただいて結構です。

本日は報告事項として2件ございまして、1件目が「歴史的建造物の保存を支援するチャリティイベント2017」、2番目が「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区特定区域景観形成指針」の策定に向けた検討状況についてでございます。

それでは、2件まとめて事務局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 まず、1件目「都選定歴史的建造物の保存を支援する取組」ということで、ご報告申し上げます。

資料5のほう1枚ですね、こちらをごらんいただければと思います。

取組みの概要といたしまして、平成22年度より歴史的建造物保存の支援を目的に、都民

や企業などからの寄付金等による基金、東京歴史まちづくりファンドというものを創設しております。実施主体は東京都防災・建築まちづくりセンターでございます。多くの方に歴史的建造物の保存に関して関心を持ってもらい社会全体で歴史的建造物を守り生かしていく気運を高めるため、親しむ機会を提供するというので、取組みとして平成25年度より講演会や見学会といったものを実施いたしております。

本年度平成29年度取組みとしては、3回を予定しております。1回は7月31日に実施いたしました早稲田大学の大隈記念講堂におきまして、講演会、また音楽のコンサート、あとは大隈記念講堂本体の見学会ということで実施させていただきました。一番下のほうに3枚ほど写真を載せさせていただいております。参加人数としては約300名おりました。

あとは、今後12月3日に予定しております、東久留米市でございます自由学園のキャンパス内に歴史的建造物が五つほどございますので、そちらの見学会を募集はこれから予定をしております。80人の募集人数で、午前・午後の予定でございます。

あともうひとつ、年明け2月下旬を予定しております。こちらは講演会と音楽のコンサートを予定しております。場所は早稲田奉仕園スコットホールを現在検討しているところでございます。こちら会場は150人ほどの人数が入るところでございますので、その募集を予定しております。

以上でございます。

○中井検裕会長 では続けて歌舞伎町のほうもお願いいたします。

○事務局 それでは、「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区の特定区域景観形成指針」の策定検討に向けた取り組みについてご報告させていただきます。

東京都では、特定街区や総合設計など都市開発諸制度を適用する建築物につきまして、計画の企画段階から事前協議をする制度を設けております。その中の一つとして、地域の個性を生かした景観形成を促進するために地域ごとに特定区域景観形成指針という独自のルールをつくれる仕組みを整えております。今までの適用地区としては、渋谷駅周辺地区で1件、指針を策定しております。

今回、新たに策定の動きが出ていますが、歌舞伎町のシネシティ広場周辺地区というところで、新宿の歌舞伎町で広場を中心とした景観形成を考えているところがございます。適用区域は図に示すとおりで、最近では東宝ビル、写真でゴジラが載せているビルですけれども、こちらの建替えが行われているところです。現在この地区におきましては、地区

計画が既に新宿区のほうで策定されておりまして、その範囲とあわせた形で特定区域景観形成指針を考えております。

指針策定の目的ですが、歌舞伎町の核となるシネシティ広場における屋外劇場的都市区間の形成に向けた一体的なにぎわい景観の創出。２点目が、歌舞伎町独自のなにぎわいと活力あふれる景観に寄与する、良質なデザインの屋外広告物の積極的な誘導を目的としております。

資料の右側に移りますが、この歌舞伎町地区では既に新宿でさまざまな景観に取り組みに関する取り組みが行われている地区であります。まず、新宿区の景観まちづくり計画におきましては、エンターテイメントシティ歌舞伎町地区という位置づけの中で景観形成方針としては、誰もが歩きたくなる楽しいまちなみ「歌舞伎町」、迷宮的楽しさを演出する景観の形成、魅力あるシネシティ広場を演出する景観の形成、それから屋外広告物の活用による新たなエンターテイメントシティ歌舞伎町の創出という方針が打ち出されているところです。また、屋外広告物に関しても景観形成ガイドラインが定められておりまして、特にシネシティ広場を中心とした空間については大型ビジョンやデジタルサイネージの活用により、広場を囲う面やデジタルサイネージの活用により広場を囲う面や視認性の高い壁面について広告物を活用していくという方針が定められている地区でございます。

これらの区のこれまでの取り組みを踏まえまして、大規模建築物の計画に際してもこれらの特性を生かした景観形成指針をつくりまして、誘導を図っていきたいということでございます。今後のスケジュールを参考に示しておりますけれども、現在、事業者と新宿区のほうで特定区域景観形成指針の案を作成している段階でございます。８月、先週の２３日に新宿区の景観審議会のほうで指針についての報告がなされております。その後、９月から１０月に区民意見募集や説明会等を経まして、１１月に区の景観審議会で審議を予定しております。それらの手続きを経た後に、新宿区から都に指針の案について協議の提案がなされますので、都の景観審議会の審議は平成３０年１月ごろを予定しております。内容については改めて審議の段階でご説明を差し上げたいと思います。

以上、検討状況の報告とさせていただきます。

○中井検裕会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項２件につきまして、ご質問やご意見等ございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○松尾委員 ちょっと教えていただきたいのですが、支援するコンサートとか取り組みな

のですが、私も何回か行っているのですが、大隈講堂とかスコットホールでの割合は多くて、自由学園は今度初めてですよね。ほかのところでは、なかなかすごい収容人数だとか、場所だとか、ご協力いただけるのかなどあるのでしょうか、なるべくできれば他にも広げたほうがいいかなと思っているのですが、その辺はいかがな様子でしょうか。

○中井検裕会長 事務局いかがでしょうか。

○寺沢景観担当課長 おっしゃるとおりでして、なかなかお客様も毎回同じところでやるというよりもいろんなところでやったほうが歴史的建造物に親しんでいただけたらと思います。2月下旬のスコットホールに括弧して「検討中」と書かせていただいているのは、まさしく新しく選定した会場を現在、幾つかの所有者の方をお願いをしている状況でして、了解が得られましたら、新たな施設でやりたいというふうに考えております。

とりあえず、現時点ではスコットホールは空いておりましたので、書かせていただいています。新しいところの所有者の方、管理者の方のご了解を得られましたら事務局としては積極的に新しいところでやっていきたいというふうに考えております。

○松尾委員 わかりました。これ、なかなか段取りが大変だと思うのですがけれども、できればそういうふうに広げていただければ、ご理解が深まるかなと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○中井検裕会長 ありがとうございます。他はいかがですか。

○矢部委員 この支援する取組というところで、非常にコンサートとかもいいと思うのですが、今回、講演会を複合させているのが非常にいいなと思ったのですが。今回、2回目にやっている見学会は、見学会だけってなると参加人数がちょっと難しくないかなというところをちょっと感じているところです。一般的な見解で、私だったら上と下は行くかもしれないですけど、真ん中はちょっと行かないかもしれないなというところで、例えばワンドリンクを楽しむとか、ここに書いてある学食でちょっと一部のメニューを楽しむとか、今後のその施設にゆかりのある何かを組合せるだとか、そういったことをしていったほうが、まだ、やはり「まちづくりファンド」の認知度って、非常に低いような気がするのですが、民間企業がやっているような手話で楽しむなどとか、いろんなものもあると思うのですがけれども、いろんなところを組合せて、その施設の魅力とか建築的な歴史というところの背景とかが見えるような仕組みを考えていただけたらなと思います。

○中井検裕会長 いかがですか。

○寺沢景観担当課長 12月の自由学園につきましては、見学会と書いていますが、まず自由学園のホールをお借りして、事前に講演会をさせていただき予定でございます。また、自由学園は通常、学生方、学校に通われている方以外には公開されておりませんので、特別公開のような形で近隣の方をはじめ、都民の方に中を見せていただけるという、貴重な機会です。80名という募集人数ですけれども、やっていきたいというふうに思っております。ご意見ありがとうございます。

○中井検裕会長 他にいかがでしょうか。

○有賀委員 資料6のほうもいいですか。

○中井検裕会長 はい、結構です。

○有賀委員 一つ教えていただきたい点として、今の段階で少し何かアイデアがあれば教えていただきたいのですが、この特定区域景観形成指針は先行して渋谷駅周辺での検討があつて、今回、今後想定される地区として歌舞伎町が出てくるということで、今お話があつたわけですね。当然、大型ビジョンやデジタルサイネージという新しいメディアによって、広告物のあり方も大分変わってくるし、それから、建築の意匠にも非常に影響というか、意匠設計そのものにも大きく影響してくることということになるので、事業者さんあるいは設計者の方々にとっても、非常に大事な問題になってくると思います。そういう前提で考えたときに、この協議が出てきていて提案を色々するというタイミングは、その事業者あるいは設計者が建築本体の意匠設計を設備を含めて考えていくタイミングとうまくリンクをしていくのですね。おそらく新宿区あるいはここでの検討内容は、事業者側に向く反映できるのではないかと思います。その辺の時間スケジュール、あるいは時間感覚というのを現場とどのようにリンクするのかいまひとつ、わからないのが一点あります。今の段階でまだ、わからないでしょうけれども、うまくリンクできればいいなという思いが一点と、それから、私は屋外広告物審議会のほうもお手伝いさせていただいておりますが、そういう意味では建築物側、いわゆる景観審議会が対象とする建築の設計にかかわる指針のほうで取扱える範囲のものと、一方で屋外広告物審議会として、当然誘導したりあるいはよりよいものにコントロールしていく対象として扱う内容と、両方の目線があると思うのですが、ファサードそのものが超大型ビジョンや超大型デジタルサイネージになってくるとこれは取り扱いとしてはどちらで扱っていくのか、多分、今の新宿区の駅周辺のものでも、早速、渋谷駅周辺のほうでも非常に大きな検討課題になってはきていると思うので、この辺も少し先んじて、例えばコンテンツのほうについては屋外広告物なのか、



設備のほうについては景観のほうなのか、位置とか高さとかですね。これらはやはり意匠にかかわってくるので掲示主と広告主の位置づけの違いもあると思うのですが、景観に深くかかわってくる点なので、出来れば、うまく相互調整を図れる仕組みができるといいと思っております。特に、現時点でわかる範囲で教えていただければと思います。

○中井検裕会長 これはいかがでしょうか。二つございましたけれども。

○寺沢景観担当課長 まず事業主とのタイミング、スケジュールですが、適用区域というA3の資料で左側がございますが、現在ミラノ座の建替えを検討している事業主がございまして、そちらが現在進んでおりまして、こちらにまず先行して大型ビジョンをつけたいという相談が具体的でございます。本景観審議会の計画部会のほうにも先日、その絵をつけた形で御審議をお願いしておりまして、そちらでこの指針が今後、検討されているということをご前提としまして、御審議をいただいている状況でございます。また、提案自体は区が主導になっていますが、当然事業者も入ってまいりますので、事業者の方もこの指針の中身はご存知であって、将来的に自分たちがやりたいこと、また新宿区がこういうふうにご誘導していきたいということをご踏まえて、指針が作成されるものと考えております。

2点目の広告審議会との関係は、計画部会のほうでもご指摘いただいております、役割分担ですとかそれぞれどこを見ていくか、先ほど先生がおっしゃったコンテンツなのかとかですね、広告審議会になりますと特例許可ということになるかと思いますが、その辺との関係の整理をしないといけないという認識でありますので、もう少し検討をさせていただいて、いずれかの段階で御審議や御報告をさせていただければというふうにご考えてございます。よろしく申し上げます。

○中井検裕会長 よろしいですか。計画部会の河島先生から何かございますか。

○河島副会長 今、審議と言いましたけれども、正確ではないなど。まだ、こういう計画を今、検討していますという事前の報告というような形で先だって計画部会のほうに説明をしていただいた。そのときにもまだ地域ルールの方は現時点では決まっていますから、こういうようなスケジュールで新宿区のほうで検討はされていて、それがやがて当方の景観審議会に係るというようなお話も承っている。その時点で建物意匠、建物がつくり出す景観というような立場から委員の皆様の自由な意見を、その時点での意見をお伝えして、時間的な面でそういう合理的な設計の進め方に寄与するような形をとらせていただいていると。計画部会での議論の中でも、やはり屋外広告物によって立つ法的な根拠と、それから景観計画のほうの根拠は全く違う法体系のもとで動いておりますので、うまく進

めないと両者がバッティングするような状態になりかねない、両方の意見がちぐはぐになってしまうというようなことになりかねないので、そこは十分に連携をとってやっていく必要があると、事務局のほうにもそうお願いをし、計画部会の委員に幸い加藤先生が含まれており、加藤先生が屋外広告物審議会の委員も兼ねている。有賀先生もこの景観審議会に入っておられる。そういった、人的なそういうつながり方みたいなものうまく活用しながら両審議会の連携とやらもしっかりとっていくべきだし、そういうふうに行っていると、そんなような議論がなされているところです。

○中井検裕会長 ありがとうございます。

超大型のビジョン等が出てくると、この景観のほうの審議会とそれから屋外広告物のほうの審議会のすみ分けというよりは、連携ということなのかなと思いますので、今、河島副会長のほうからもお話があったような形で、少し整理検討をしていただければと思います。

ありがとうございました。ほかにはございますでしょうか。

○小野委員 質問なのですけれども、この歌舞伎町で特定区域の適用区域の範囲の図がありまして、地区計画の範囲に合わせてあるのはわかるのですけれども、この赤い適用範囲、これを決める主体は誰になるのですか。

○中井検裕会長 これはどちらに。

○寺沢景観担当課長 はい。これは特定区域景観指針の案を作成しております。新宿区及びその事業者の方が範囲と中身を指定します。その上で東京都のほうにこれでよいかというところで協議、提案をいただく仕組みになってございます。

○小野委員 この範囲自体が今後の審議の対象になるということなのですか。

○寺沢景観担当課長 そうです。

○小野委員 範囲も含めて。

ちょっと、よくわからないのですけれども、例えば右側に新宿区の計画があつて、これはもっと広い範囲になるのではないかと思います、T字路を活かした迷宮的楽しさなどというのは、多分この赤い範囲ではあまり達成できないと思われまして、この赤い範囲の線の引き方はちょっと私にはよくわからないところがあるのですが。

○事務局 説明が不足していましたが、この指針の適用区域の中では大規模建築物が複数計画される区域というのが、条件の一つになっておりまして、ある程度まとまった区画で諸制度を活用できる地区というのも一つの要件になっていると、その中の地権者で開発の

意向があるという一つの要件となっていますので、その辺が見込める区域ということで、今この適用区域を設定しているところです。

○小野委員 そうしますと、この赤い線の範囲というのは、ほぼこれで変わりようもないというそういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局 そうですね。今はこの範囲で適用を考えております。

○中井検裕会長 広くとろうと思えば幾らでも多分広くとれると思うのですが、今回シネシティ広場の周りということなのですよ。そこを取り囲むところで、ある一定のローカルルールをつくって、複数の大規模開発が出てきたときにそのルールに従って、この広場についてはつくっていただくという、そういう趣旨かなと思いますが、そういうことでよろしいのですか。

○松尾委員 ちょっと、質問いいですか。

○中井検裕会長 どうぞ。

○松尾委員 これって、要は景観的な視点っていうところは、広場からというイメージなのですか。この指定地区、外からの視点というイメージが全然ないわけですか。

○事務局 そうです。広場を中心に屋外劇場空間をつくりたいというのが地区計画の目標でもありまして、その広場を中心とした景観形成っていうのがこの指針のポイントとなってくるところでございます。

○松尾委員 広場から見廻しているというようなイメージ。

○事務局 そうです。広場をぐるっと囲うような景観を一番重要視していると。

○松尾委員 わかりました。

○中井検裕会長 他いかがでしょうか。

○河島副会長 若干ちょっと補足させていただいていいですか。

○中井検裕会長 どうぞ。

○河島副会長 地域ルールっていうのは、東京都全域に適用される一般ルールと違うルールを適用できるようにするというのがみそであって、非常に現実的な狙いみたいなことを考えてみると、大規模建築物の一般ルールについて屋外広告物の設置の許容される範囲というのが今、かなり厳しく縛っていて、こういう大規模なビジョン広告、あるいはデジタルサイネージっていうのは今の一般ルールをそのまま適用しているとできない。でも、渋谷は既にそれをやっているわけですが、渋谷であるとかこの歌舞伎町の特にシネシティ広場を中心とするエリアっていうのは、そういう一般ルールでは認められていないも

の設置を認めることで、よりその地域の個性を上手く発揮できるようになる可能性があるということで、この特定区域景観形成指針を、特に、大規模建築物の計画に合わせて上手く誘導していこうと、これが非常に現実的な狙いとしてあるわけでした、そういう面では今、事務局から説明があったように大規模建築物で、そういう誘導が効果を発揮するような場所でないとあまり意味がなくなってしまう。

特に、それが今後も連続的にまだほかにもありそうな、そういった既にもう建っているところもこの場合あるのですけれども、そういった建物も含めて全体としてそういう大規模建築物が集積をしてそういう誘導効果がうまく発揮できそうなところについて、適用をしようということで、目論まれているということだと思います。

それから、歌舞伎町の場合は、特にシネシティ広場というのがメインであることは紛れもない事実なのでありますが、こういう形で適用しますと実は、外周側についても同じ地域ルールが適用されてきますので、外周側についても、やはり外周側にふさわしい外周とその外側の地区、区域の外側との調和というものも意識しながら計画部会の景観誘導はやっていかないといけないかなと。前回の報告の段階でも鉄道側からの見え方、こちらも非常に重要な部分であるというような指摘もなされていた状況であります。そんなような意味を持つ特定区域の景観形成指針だということを、ちょっと補足させていただきたいと思っています。

○中井検裕会長 補足説明ありがとうございました。

他にはいかかでしょうか。どうぞ。

○矢部委員 河島副会長のお話を聞いてなおさら今図面を見て思うところというやはり、何かこの地区計画と根拠として線引きというのが何となくそのまま同じラインで引いているのですが、こうするとやはり外側と内側の調和がちょっとばさっと切れるような感じがするのかなと。景観ということを考えるとやはり全体の見た目だとか、地区計画というのはあくまでもその土地で、景観っていうのはもっと幅広く見るべきところのエリアを考えるとやはり一体性を考えたら、例えば今の時点で大規模計画というのをできなような小分けされた土地があったとしても、今後再開発をする際はこういった形でというような、もうちょっと一体感とか検討されているのかなと。これではまだ西武新宿駅側だけであって、どちらかというＪＲ駅側のほうに向かう方向の景観というのがあんまりかなと感じたところなのですけれど。今の段階で全然決まっていないことだと思うのですけれど、特定区域景観形成指針というのを一回定めたらこの地域だけになるのかもしれないので。い

かがでしょう。

○中井検裕会長 多分、新宿区のほうでこれはご検討されているところだと思うのですが、どうでしょうか。新宿区から事務局が聞いている検討状況を知っている範囲でお話いただくしかこの場ではないかなというふうに思いますけれども。

○事務局 先ほどもご説明したとおり、新宿区ではこの歌舞伎町地区全体は景観計画の中で色々方針を定めてやっています、その中で今回、特出しで大規模の基準をつくるという形になるのですが、当然周辺地区との調和とか関係性は十分意識した形で指針をつくっていかなくてはいけないと思っていますし、委員のご指摘のように、駅からの導線ですとか、もう少し広域的に捉えたときにどういうふうになるのか、という視点も取入れて指針の中身は作成しているところです。内容についてはまた改めて御審議いただければと思います。

○中井検裕会長 審議会でこういう意見が出ましたということ、新宿区のほうにも事務局を通じてお伝えいただければと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

ほかの皆さんはいかがでしょう。

(なし)

○中井検裕会長 よろしゅうございますか。

それでは、報告事項についてはこれくらいにさせていただければと思います。

その他事項について事務局よりご説明をお願いいたします。

○寺沢景観担当課長 前回、3月に審議会におきまして、ご説明申し上げました景観計画の変更について、今後の進め方について申し上げます。

資料はございませんので、口頭で申し訳ございませんが説明させていただきます。

当初、本審議会への諮問、専門家検討会の運営を予定しておりましたが、委員の皆様の負担等も鑑みまして、現行の計画部会ですとか歴史景観部会にご意見を伺いながら検討を進め、その後、審議会で御審議をいただきたいと考えております。

具体的な検討事項といたしましては、この10年景観行政の取り組みを踏まえまして、都市づくりのランドデザインなど、都市づくりの新たな施策への対応、大規模建築物における夜間景観に関する景観形成方針等の追加検討、歴史的建造物の保存支援のあり方などについて検討してまいりたいと考えております。ご了承いただき引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○中井検裕会長 ありがとうございます。ただいまのご説明でご質問等ございますか。

時期的にはどのようなスケジュールになって参るのでしょうか。

○寺沢景観担当課長 委員の皆様の任期が来年の5月末までですので、それまでに景観計画の変更案を作成したいと思います。

○中井検裕会長 それで、各部会とそれから本審議会のほうで変更について中身を審議するということがよろしいですね。

それでは、いずれこの審議会にも景観計画の変更ということで出てまいりますので、その際にはよろしくどうぞご検討のほうにご協力をお願いしたいといたします。

ご質問等ございますか。

(なし)

○中井検裕会長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定しております議事は全て終了でございますが何かその他でも委員の皆様からご発言があれば時間がまだございますので、お受けできますけどいかがでしょうか。

(なし)

○中井検裕会長 特にないということでしたら本日の議事をこれで終了させていただきます。

事務局に議事をお返しいたします。

○米田緑地景観課長 中井会長どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の東京都景観審議会を閉会させていただきます。

委員の皆様方どうもうありがとうございました。